インバランス単価中央算定システムに関する
よくあるご質問

2025/10/17更新

目次

1　インバランス制度について

２０２２年度４月より適用されているインバランス制度について、制度概要や単価諸元の決定方法、需給ひっ迫時補正等に関するご質問を掲載しております。

2　インバランス料金単価算定方法ならびに公表方法について

インバランス中央算定システムにおける算定仕様や公表方法等に関するご質問を掲載しております。

3　システムのご利用方法について

本サイトのご利用方法に関するご質問を掲載しております。

4　インバランス料金の精算について

インバランス料金の精算に関するご質問を掲載しております。

本資料に記載のないご質問につきましては、恐れ入りますが、お問い合わせフォームよりお問い合わせください。
営業時間内（平日9時～17時、GW・お盆・年末年始除く）にて順次対応となります。営業時間外にお問い合わせいただいた場合、翌営業日以降の対応となります。
なお、お問い合わせ内容や状況によってはお返事を差し上げるのにお時間をいただく場合があります。予めご了承ください。

質問項目目次

1　インバランス制度について

（制度全般）

1-1　インバランス制度とはどのようなものか。

1-2　2022 年 4 月から開始された新たなインバランス制度において、インバランス料金単価はどのような方法で算定しているのか。

1-3　インバランス料金単価の基本的な決まり方として、調整力の限界的なkWh価格となるが、調整力の広域運用に用いるために需給調整市場で調達してきた調整力のことになるのか。

（需給ひっ迫時補正）

1-4　kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金では、kWh余力率３％未満の時間帯において80円/kWhのインバランス料金が適用されることとされた。現在のkWh余力率は一週間単位で計算されるため、kWh余力率３％未満の時は、一週間、kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金80円/kWhが続くという認識でよいか。

1-5　kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金の導入に当たり必要なシステム改修は、いつ頃に完了する予定か。

1-6　インバランス料金は、調整力の限界的なkWh価格とkW需給ひっ迫時補正インバランス料金の比較で高い方となるが、補正料金算定インデックスが10％未満でない場合は、kW需給ひっ迫時補正インバランス料金は設定されないのか。

1-7　kW需給ひっ迫時補正インバランス料金200円/kWhの暫定期間（2022年度、2023年度）終了後は600円/kWhが適用されることは決まっているのか。

（余剰／不足時の判定）

1-8　インバランス料金情報公表ウェブサイトでは、余剰、不足の項目が設定されているが、新インバランス料金制度では、余剰・不足の単価に不整合が出てくることはないという理解でよいか。

1-9　太陽光等の出力抑制時のコマで、かつ「系統余剰」となった場合については、実際に稼働した調整力の限界的なkWh価格を引用するのではなく、インバランス料金が０円/kWhとなるが、発電量調整受電電力量以外にも接続対象電力量（需要側）にも０円/kWhが適用されるとの理解で良いか。

質問項目目次

2　インバランス料金単価算定方法ならびに公表方法について

（算定に使用する諸元について）

2-1　広域需給調整システム(KJC)等から、単価算定に必要なデータが届かなかった場合に適用・公表される単価はどのようになっているのか。

2-2　補正料金算定インデックスの各％（パーセンテージ）における単価はいくらになるか。

2-3　インバランス料金単価算定根拠ファイルにある各項目が何を示しているのかが知りたい。

（公表方法について）

2-4　「インバランス料金単価ファイル」は通常実需給終了後30分以内に更新が完了し、確定となる認識で良いか。

2-5　「インバランス料金単価算定根拠ファイル」は30分に２回更新されるのはなぜか。

2-6　30分ごとに画面は自動更新になるのか。

2-7　30分周期の更新に間に合わない場合、次回公表時にまとめて登録される仕様か。

2-8　「インバランス料金単価ファイル」について、余剰単価・不足単価は１日あたり48コマが1か月分、余剰・不足それぞれ表示されるのか。

2-9　補正料金算定インデックスについて、％（パーセンテージ）の小数点はどうなるか。

2-10　改定・更新（リビジョン）のカウントルールはどうなるのか。

質問項目目次

3　システムのご利用方法について

3-1　広域機関システムや託送関連データ提供システムと同様に、電子証明書の利用登録申請が必要か。

3-2　インバランス単価中央算定システムにはID数などの制限はないか。推奨環境であればいつでも誰でもウェブサイトを確認することが可能か。

3-3　WebAPI（https）によるデータ取得方法を教えてほしい。

3-4　30分単位で確定値が出てきた際、システムトラブル時等には再算定された場合のお知らせが出るが、インバランス料金に関する重要な情報のため、広域機関の会員へメールで別途周知する等の対応は想定していないか。

3-5　インバランス量や単価などのデータをHPから取得し、自社のサービスに取り込む等、データの２次利用する場合の手続きについて教えてほしい。

4　インバランス料金の精算について

4-1　実需給コマ終了後、随時インバランス単価が公表されるが、一般送配電事業者からのインバランス料金の請求タイミングは、実需給翌々月第５営業日の認識でよいか

4-2　エリアの総需要量や総発電量はインバランス料金情報公表ウェブサイトでは公表されず、各一般送配電事業者から別途公表されるのか。

4-3　過去のインバランス料金単価をウェブサイトから確認したい場合はどうすればよいか。

1　インバランス制度について（制度全般）

No.	項　目	説　明
1-1	インバランス制度とはどのようなものか。	インバランスとは、小売電気事業者等が、接続供給、発電量調整供給、需要抑制量調整供給において、計画電力量に対し同時同量を達成できない場合に発生する差分を指します。このインバランスは、一般送配電事業者が調整力を用いて対応することから、インバランス料金として小売電気事業者等との精算を行います。 インバランス制度の詳細はリンク先の資料および動画をご確認ください。
1-2	2022 年 4 月から開始された新たなインバランス制度において、インバランス料金単価はどのような方法で算定しているのか。	制度設計専門会合における詳細設計のとりまとめに基づき、インバランス料金は、その時間における電気の価値を反映するよう、以下により算定します。 ア）インバランス料金はエリアごとに算定する。（調整力の広域運用は考慮） イ）コマごとに、インバランス対応のために用いられた調整力の限界的なkWh価格を引用する。 ウ）需給ひっ迫時における不足インバランスは、系統全体のリスクを増大させ、緊急的な供給力の確保といったコスト増をもたらすことを踏まえ、そうした影響がインバランス料金に反映されるよう、需給ひっ迫時にはインバランス料金が上昇する仕組みを導入する。 ※ なお、kWh 需給ひっ迫時補正インバランス料金の導入に当たっては、インバランス料金算定システムの改修や kWh 余力率算定のシステム化を要することから、その導入時期については、システム改修が完了次第導入することとなっております。 ※ 詳細につきましては、「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」をご参照ください。 上記の詳細設計に基づき、一般送配電事業者にてインバランス単価中央算定システムを構築しております。単価算定方法はリンク先の資料および動画をご確認ください。
1-3	インバランス料金単価の基本的な決まり方として、調整力の限界的なkWh価格となるが、調整力の広域運用に用いるために需給調整市場で調達してきた調整力のことになるのか。	広域運用される調整力としては、需給調整市場で調達した調整力のほかに、余力活用契約によって調達した調整力といったものがあります。これらが、ゲートクローズ以降、一般送配電事業者により運用され、これらの限界的なkWh価格がインバランス料金に反映されます。

1　インバランス制度について（需給ひっ迫時補正）

No.	項　目	説　明
1-4	kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金では、kWh余力率３％未満の時間帯において80円/kWhのインバランス料金が適用されることとされた。現在のkWh余力率は一週間単位で計算されるため、kWh余力率３％未満の時は、一週間、kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金80円/kWhが続くという認識でよいか。	現状、kWh余力率は一週間単位で計算されるため、更新頻度が週間ごとであればご認識のとおりとなります。 なお、kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金の導入に当たっては、インバランス料金算定システムの改修やkWh余力率算定のシステム化を要することから、その導入時期については、システム改修が完了次第導入することになっております。
1-5	kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金の導入に当たり必要なシステム改修は、いつ頃に完了する予定か。	現時点では未定です。
1-6	インバランス料金は、調整力の限界的なkWh価格とkW需給ひっ迫時補正インバランス料金の比較で高い方となるが、補正料金算定インデックスが10％未満でない場合は、kW需給ひっ迫時補正インバランス料金は設定されないのか。	kW需給ひっ迫時補正インバランス料金は、補正料金算定インデックスが10％未満時に適用されます。その上で、調整力の限界的kWh価格とkW需給ひっ迫時補正インバランス料金を比較した結果、どちらか高い方がその時間帯のインバランス料金となります。なお、インバランス料金情報公表ウェブサイトでは、調整力の限界的kWh価格とkW需給ひっ迫時補正インバランス料金のどちらの価格も公表されます。
1-7	kW需給ひっ迫時補正インバランス料金200円/kWhの暫定期間（2022年度、2023年度）終了後は600円/kWhが適用されることは決まっているのか。	暫定措置期間終了後は、需給ひっ迫時補正インバランス料金の上限価格は600円/kWhにすることを原則としています。ただし、暫定措置期間中のインバランスの発生状況やインバランス料金の状況、リスク回避のための手段の整備状況などを確認した上で、必要に応じ、暫定的な措置の延長や段階的変更が検討されます。なお、第5回制度設計・監視専門会合（2025年1月）にて、上限価格引き上げは2026年度から見直しを行うこととされたことから、2025年度現在、単価の上限は200円/kWhとなっております。単価上限が変更された際は、改めてお知らせ掲載を行います。

1　インバランス制度について（余剰／不足時の判定）

No.	項　目	説　明
1-8	インバランス料金情報公表ウェブサイトでは、余剰、不足の項目が設定されているが、新インバランス料金制度では、余剰・不足の単価に不整合が出てくることはないという理解でよいか。	その通りです。当初の制度設計では、卸電力市場価格による補正（P補正）を設定しており、この補正が適用された場合は、余剰インバランス料金と不足インバランス料金で異なる料金が算出されました。しかし、P補正については、第65回制度設計専門会合（2021年10月）の議論により、導入が見送られました。他方でP補正に関しては、新インバランス料金制度の開始後、系統不足時にインバランス料金が市場価格を下回る（系統余剰時にインバランス料金が市場価格を上回る）事象がどの程度発生するか、その状況を注視していくこととなっているため、システム上は余剰、不足の項目を残しております。
1-9	太陽光等の出力抑制時のコマで、かつ「系統余剰」もしくは「ー（0kWh）」となった場合については、実際に稼働した調整力のkWh価格を引用するのではなく、インバランス料金が0円/kWhとなるが、発電量調整受電電力量以外にも接続対象電力量（需要側）にも0円/kWhが適用されるとの理解で良いか。"	その通りです。なお、太陽光等の出力抑制時のコマにおいて「系統不足」となった場合、インバランス料金には0円/kWhが適用されないこととなります。

2　インバランス料金単価算定方法ならびに公表方法について（算定に使用する諸元について）

<table>
<tr><th>No.</th><th>項　目</th><th>説　明</th></tr>
<tr><td>2-1</td><td>広域需給調整システム(KJC)等から、単価算定に必要なデータが届かなかった場合に適用・公表される単価はどのようになっているのか。</td><td>
システムトラブル等によりインバランス料金単価算定に必要な各システムからの算定諸元が届いていない場合においても、タイムリーな単価公表を継続するため、通常算定時に、インバランス単価中央算定システムに届いている算定諸元データを基に、そのコマのインバランス料金単価を算定・公表することとしております。具体的に、どの算定諸元データを適用するかについては下表を参照ください。
※ 2022年４月以降のインバランス料金単価は、インバランス単価中央算定システムへ単価算定に必要な情報が届いている場合においては、「卸市場価格補正」を行わないと決定されたこと（よくあるご質問1-8参照）を踏まえ、通常算定時においては、「調整力の限界的なkWh価格」、「kW需給ひっ迫時補正インバランス料金」または「kWh 需給ひっ迫時補正インバランス料金」の高いものを、そのコマのインバランス料金単価とする、とされています。なお、kWh 需給ひっ迫時補正インバランス料金については、よくあるご質問1-4をご参照ください。
<table>
<tr><th></th><th>中央算定システム
(ICS)</th><th>A：調整力の限界的な
kWh価格(KJC)</th><th>B：卸市場補正
(JEPX)</th><th>C：ひっ迫時補正
(OCCTO)</th><th>適用する料金（いずれか高い方）</th></tr>
<tr><td>①</td><td>システム稼働中</td><td>データ未受領</td><td>データ受領</td><td>データ受領</td><td>卸市場補正
or
ひっ迫時補正</td></tr>
<tr><td>②</td><td>システム稼働中</td><td>データ未受領</td><td>データ受領</td><td>データ未受領</td><td>卸市場補正</td></tr>
<tr><td>③</td><td>システム稼働中</td><td>データ未受領</td><td>データ未受領</td><td>データ受領</td><td>ひっ迫時補正
or
(発生当日)卸市場停止前のスポット市場価格
（発生当日以降）卸市場停止直前一週間のスポット市場価格</td></tr>
<tr><td>④</td><td>システム稼働中</td><td>データ受領</td><td>データ受領</td><td>データ未受領</td><td>調整力の限界的なkWh価格</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>システム稼働中</td><td>データ受領</td><td>データ未受領</td><td>データ未受領</td><td>調整力の限界的なkWh価格</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>システム稼働中</td><td>データ未受領</td><td>データ未受領</td><td>データ未受領</td><td>(発生当日)卸市場停止前のスポット市場価格
（発生当日以降）卸市場停止直前一週間のスポット市場価格</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>システム停止中</td><td>データ受領</td><td>データ受領</td><td>データ受領</td><td>後日公表</td></tr>
</table>
※ 表中にて「卸市場補正」と記載されている場合の参照価格は、「２０２２年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」の269行目以降に記載されているとおり、以下とします。
● 表における「卸市場補正」に使用する「卸市場価格P」は、時間前市場における取引の実需給に近い取引から異なる５事業者・５取引の単純平均価格を用いる。
● 調整力の広域運用が分断した場合には、分断したエリア毎に算定する。
● 当該エリアの異なる事業者による取引件数が５件未満である場合には、残りの件数はエリアプライスを引用する。
※ 正しいデータを受領できていなかった場合も「データ未受領」として取り扱う場合があります。その場合は、事後的にデータ未受領としてインバランス料金単価を算定し、公表単価の差し替えを実施します。

本取扱いについて、ご不明な点がありましたら、電力・ガス取引監視等委員会へお問い合わせください。
【問合せ先】経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局　ネットワーク事業監視課
電話番号：０３－３５０１－１５８５
</td></tr>
</table>

2　インバランス料金単価算定方法ならびに公表方法について（算定に使用する諸元について）

No.	項　目	説　明
2-2	補正料金算定インデックスの各%における単価はいくらになるか。	上限価格C=200円/kWhの場合における補正料金算定インデックス各%（パーセンテージ）の単価は以下の通りです。

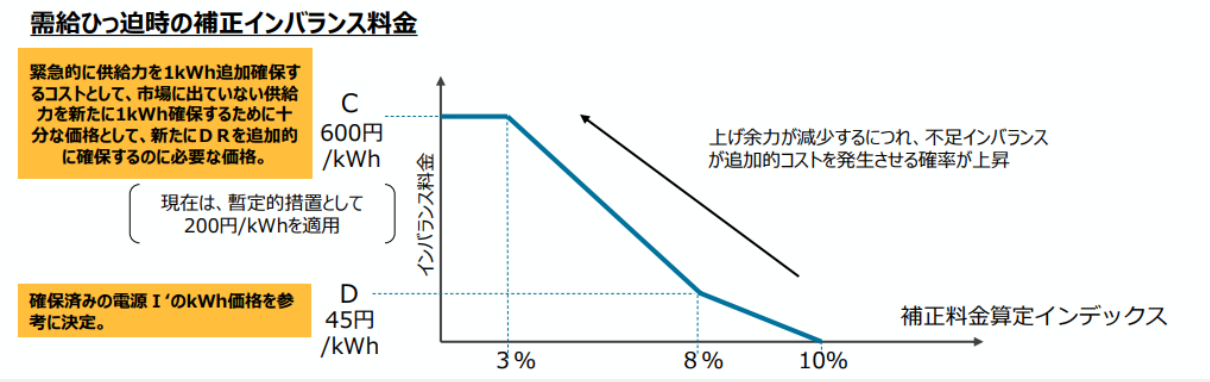

C＝200円/kWhの場合の補正料金算定インデックス%毎の単価　単位（円）							
3%以下	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%
200.00	169.00	138.00	107.00	76.00	45.00	22.50	0.00

C＝600円/kWhの場合の補正料金算定インデックス%毎の単価 **※将来**　単位（円）							
3%以下	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%
600.00	489.00	378.00	267.00	156.00	45.00	22.50	0.00

また計算式は以下の通りです。

〔単価上限200円/kWh〕

補正料金算定インデックス	需給ひっ迫時補正インバランス料金（円/kWh）
3%未満	200
3%以上8%未満	293-31×（補正料金算定インデックスの値）
8%以上10%未満	225-22.5×（補正料金算定インデックスの値）
10%以上	0

〔単価上限600円/kWh〕※将来

補正料金算定インデックス	需給ひっ迫時補正インバランス料金（円/kWh）
3%未満	600
3%以上8%未満	933-111×（補正料金算定インデックスの値）
8%以上10%未満	225-22.5×（補正料金算定インデックスの値）
10%以上	0

2　インバランス料金単価算定方法ならびに公表方法について（算定に使用する諸元について）

No.	項　目	説　明
2-3	インバランス料金単価算定根拠ファイルにある各項目が何を示しているのかが知りたい。	各項目につきまして、「２０２２年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」に説明が記載されております。なお、卸市場価格Pについては、当Webサイトのよくあるご質問のNo.2-1の回答に記載しているため、ご参照ください。

2　インバランス料金単価算定方法ならびに公表方法について（公表方法について）

No.	項　目	説　明
2-4	「インバランス料金単価ファイル」は通常実需給終了後30分以内に更新が完了し、確定となる認識で良いか。	2022年度以降のインバランス料金単価は、実需給終了後30分以内に公表される単価が確定値となります。 ただし、算定諸元の差替え等が発生した場合は、事後的に再算定を行い、単価の差し替えを実施することがあります。 再算定後の料金単価ならびに算定根拠は「更新情報一覧」に掲載させていただきますので、ご確認をお願いいたします。 なお、計画停電等、事前に単価変更の可能性がある場合は、当該一般送配電事業者のHP等を引用し、インバランス料金情報公表ウェブサイトの「お知らせ一覧」に掲載させていただきますので、ご確認をお願いいたします。
2-5	「インバランス料金単価算定根拠ファイル」は30分に２回更新されるのはなぜか。	情報公表ファイル一覧のうち、kW需給ひっ迫時補正インバランス料金についてはGC後すみやかに公表することとなっており、他のファイルについては実需給後に公開するため、更新タイミングが30分に２回となります。
2-6	30分ごとに画面は自動更新になるのか。	トップページならびに「詳しいグラフはこちら」押下後のグラフ画面は、自動更新ではなく、更新ボタンを押していただくことで、最新コマの単価情報には更新されます。なお、「インバランス料金単価ファイル」、「インバランス料金単価算定根拠ファイル」、「調整力の詳細ファイル」は、30分ごとに自動更新されます。
2-7	30分周期の更新に間に合わない場合、次回公表時にまとめて登録される仕様か。	インバランス単価中央算定システムでは、算定時に揃っている諸元を用いて算定・公表を行うため、システム障害時等を除いて、30分周期の公表が遅れることはございません。
2-8	「インバランス料金単価ファイル」について、余剰単価・不足単価は１日あたり48コマが1か月分、余剰・不足それぞれ表示されるのか。	その通りです。

2　インバランス料金単価算定方法ならびに公表方法について（公表方法について）

No.	項　目	説　明
2-9	補正料金算定インデックスについて、％（パーセンテージ）の小数点はどうなるか。	補正料金算定インデックスの％（パーセンテージ）は、小数点以下第２位です。
2-10	改定・更新（リビジョン）のカウントルールはどうなるのか。	特定の月の公表ファイルが、最初に公表されて以降、何回 改訂 ・ 更新 されたかを識別するため、リビジョンを以下の通り採番します。 インバランス料金単価ファイルは整数(1～99）、インバランス料金算定根拠ファイルは小数（1_00～99_99) であり初回公表時はそれぞれ「1」、「1_00」。その後、両者が同時更新された場合は整数部1加算、小数部00となり、インバランス料金単価算定根拠ファイルのみ更新された場合※は、整数部不変、小数部「0_01」加算。 ※ インバランス料金単価ファイルのみが更新されることはありません。 ※ 30分毎の定期更新では、リビジョンのカウントはありません (例) 2022年4月の初回公表時 インバランス料金単価ファイル　：imbalance-price_01 インバランス料金単価算定根拠ファイル：imbalance-basis_01_00 ↓ 「インバランス料金単価算定根拠ファイル」のみ更新 インバランス料金単価ファイル　：imbalance-price_01 インバランス料金単価算定根拠ファイル：imbalance-basis_01_01 ↓ 両ファイルが同時更新 インバランス料金単価ファイル　：imbalance-price_02 インバランス料金単価算定根拠ファイル：imbalance-basis_02_00

3　システムのご利用方法について

No.	項　目	説　明
3-1	広域機関システムや託送関連データ提供システムと同様に、電子証明書の利用登録申請が必要か。	電子証明書等の利用登録は不要です。
3-2	インバランス単価中央算定システムにはID数などの制限はないか。推奨環境であればいつでも誰でもウェブサイトを確認することが可能か。	推奨環境であれば、アクセス者・日時を問わずウェブサイトの閲覧は可能ですが、ウェブサイトには同時アクセス可能数の上限を設けており、上限を超過した際には閲覧いただけません。ウェブサイトへアクセスできない場合、再度アクセスいただくようお願いいたします。
3-3	WebAPI（https）によるデータ取得方法を教えてほしい。	WebAPIにつきましては、利用マニュアルを掲載しておりますので、こちらをご参照ください。 なお、当Webサイトの情報を使用されたこと、もしくは、使用になれなかったこと、また、当Webサイトをご利用になったことにより生じるいかなる損害についても責任を負うものではございませんので、利用規約（免責事項等）にご同意いただいたうえでご利用いただくようお願いいたします。
3-4	30分単位で確定値が出てきた際、システムトラブル時等には再算定された場合のお知らせが出るが、インバランス料金に関する重要な情報のため、広域機関の会員へメールで別途周知する等の対応は想定していないか。	システム連携不能時や、計画停電等の稀頻度事象で再算定を実施した場合に、メール等を送付する対応については、現状予定はありませんが、貴重なご意見として賜ります。なお、計画停電等、事前に単価変更の可能性がある場合は、当該一般送配電事業者のHP等を引用し、インバランス料金情報公表ウェブサイトの「お知らせ一覧」に掲載させていただきますので、ご確認をお願いいいたします。

3　システムのご利用方法について

No.	項　目	説　明
3-5	インバランス量や単価などのデータをHPから取得し、自社のサービスに取り込む等、データの２次利用する場合の手続きについて教えてほしい。	当Webサイトにて公表しているデータを、貴社にてご利用いただくにあたり、商用、非商用問わず、手続等は必要ございません。 また、公表しているデータのご利用については、原則自由とさせていただいておりますが、関西電力送配電株式会社・中部電力パワーグリッド株式会社・九州電力送配電株式会社と何らかの提携または協力関係にあるものと誤認を生じさせるような形態、表示内容についてはお断りしております。 なお、当Webサイトの情報を使用されたこと、もしくは、使用になれなかったこと、また、当Webサイトをご利用になったことにより生じるいかなる損害についても責任を負うものではございませんので、利用規約（免責事項等）にご同意いただいたうえでご利用いただくようお願いいたします。

4　インバランス料金の精算について

No.	項　目	説　明
4-1	実需給コマ終了後、随時インバランス単価が公表されるが、一般送配電事業者からのインバランス料金の請求タイミングは、実需給翌々月第５営業日の認識でよいか	インバランス料金の請求タイミングは各一般送配電事業者の託送供給等約款に記載のとおり、実需給翌々月第５営業日となります。
4-2	エリアの総需要量や総発電量はインバランス料金情報公表ウェブサイトでは公表されず、各一般送配電事業者から別途公表されるのか。	エリアの総需要量や総発電量の情報は、各一般送配電事業者のHPにて公表いたします。
4-3	過去のインバランス料金単価をウェブサイトから確認したい場合はどうすればよいか。	2022年3月分以前のインバランス料金単価は、各一般送配電事業者のHPにて確認いただけます。 2022年4月以降のインバランス料金単価は、インバランス料金情報公表ウェブサイトから「インバランス料金単価ファイル」をご確認いただくことになります。また、インバランス料金単価の算定根拠として、「インバランス料金単価算定根拠ファイル」をご確認いただけます。